

七宗中学校 いじめ防止基本方針

令和7年4月1日 策定

はじめに

ここに定める「七宗中学校いじめ基本方針」は、平成25年6月28日公布、平成25年9月28日に施行された「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という）の第13条を踏まえ、本校におけるいじめ問題等に対する具体的な方針及び対策等を示すものである。

Ⅰ いじめ問題に関する基本的な考え方

(1) 定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（法：第2条）

(2) 基本認識

「いじめは、どの子どもにも、どの学校においても起こりうる」を十分認識するとともに、以下の点を踏まえる。

- ① いじめは、人間として絶対に許されない。
- ② いじめは、見ようと思って見ないと見つけにくい。
- ③ いじめられている子どもの立場に立った親身の指導を行う。

(3) 学校としての構え

学校は生徒にとって楽しく学び生き生きと活動できる場あることが大切である。学校は、いじめの問題の解決について大きな責任を有しており、「子どもの立場に立った学校運営」及び「開かれた学校」を基本姿勢として次のことを観点にしながら学校運営の改善を図り続ける必要がある。

- ① 「いじめは人間として絶対に許されない」との意識を、学校教育全体を通じて、生徒一人一人に徹底すること
- ② 早期発見・早期対応はもとより、未然防止に重点を置くこと
- ③ いじめを許さない学校・学級づくりを進める上では、生徒一人一人を大切にする教職員の意識や、日常的な態度が重要であり、対応については全ての教職員が一致協力した組織的な指導体制により対応すること
- ④ いじめがその時の指導により解決した（解消した）と即断することなく、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行い、保護者との連携を図りながら見届けること

2 いじめの未然防止のための取組

生徒に未然防止の力を育成するために、日々の教育活動において「生徒に自己存在感を与えること」「共感的な人間関係を育成すること」「自己決定の場を与え、自己の可能性の開発を援助すること」「安心・安全な風土を醸成すること」を柱とする。

(1) 魅力ある学級・学校づくり

- ① 全ての生徒が、主体的に活動したり、互いに認め合ったりする中で、「できた・わかった」が実感できるように、教科指導を充実させること
- ② 学級活動はもとより、生徒会活動など特別活動における共感的な人間関係づくりや自発性・自治力の育成をすること
- ③ 日々の学級帰りの会の時間の振り返りの時間等を活用しながら互いの良さを認め合い、学び合う営みを大切にする

(2) 生命や人権を大切にする指導

- ①生徒一人一人に命を大切にする心、他を思いやる心、自律の心、確かな規範意識が育つ道德教育を充実させること
- ②様々な人と関わり合って社会性を育み、他人の心の痛みや苦しみを理解できるよう、心に響く豊かな体験活動を充実させること（総合的な学習の時間・ボランティア活動等）
- ③誰もが差別や偏見を許さず、互いに思いやりの心を持って関わるができるための「認識力」「行動力」「自己啓発力」を育む人権教育を充実させること

(3) 全ての教育活動を通した指導

- ①全教職員が自他の生命のかけがえのないことや人を傷つけることが絶対許されないことなどについて、具体的な場面で繰り返し指導すること
- ②「学級・学校に居場所がある」ということが感じられるような心の成長を支える教育相談に努めること
- ③休み時間、放課後等においても生徒につき、できる限り、同じ時間、同じ空間を共有すること

(4) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

- ①ネット環境や利用実態を把握した上で、情報モラル教育の充実を図ること
 - ・スマートフォンや通信型ゲーム機等の取り扱いについて指導を徹底すること
 - ・スマートフォンや通信型ゲーム機等を介した誹謗中傷等への適切な対応に関して啓発すること
- ②生徒会が計画・運営する生徒間の話し合いやPTAの活動において生徒・保護者ともに自治的な活動の充実を図ること

3 いじめの早期発見・早期対応

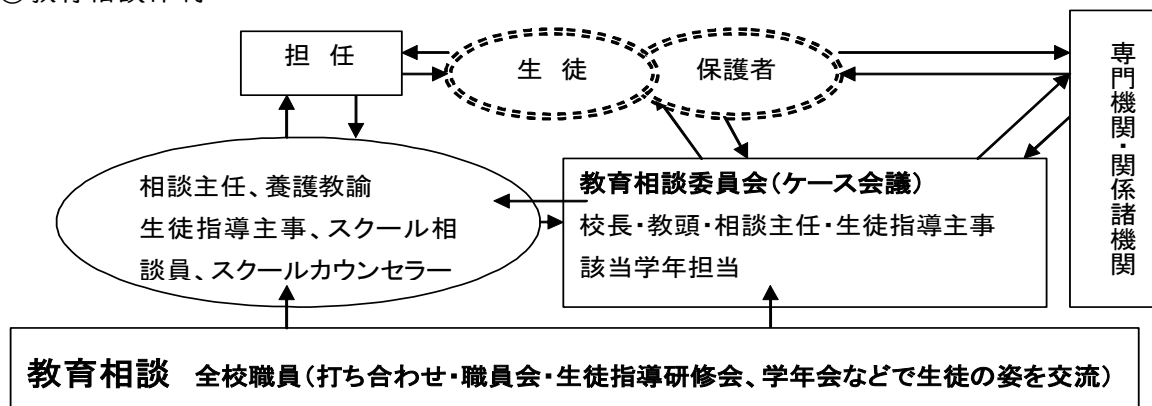
(1) アンケート調査等の実施を含めた的確な情報収集、校内連携体制の充実

- ①年間を通して、アンケートや懇談等を実施し、実態を指導に生かすこと
 - ・定期的な「教育相談アンケート」（年4回）の実施及びアンケート結果に対する速やかな対応
 - ・教育相談（二者懇談）、保護者を含めた三者懇談の実施
- ②校内連携体制の充実
 - ・学級（教科）担任、養護教諭等すべての職員が、少しでも気になったことがあれば、きめ細かい情報交換を日常的に行うこと（隔週の生徒指導交流）
 - ・スクールカウンセラーや相談員等の役割を明確にし、協力体制を整えること

(2) 教育相談の充実

全教職員による教育相談を行う。また、生徒、保護者が持つ問題、悩みなどを学級担任が抱え込むことなく全職員で支援し、スクールカウンセラーや関係機関を利用して、生徒がよりよく生活できるよう支援を行う。教師は、生徒とともに活動しながら、生徒の表情の変化やサインをキャッチできるように日ごろから情報交換を行う。さらに、教師自身が生き生きと教育活動ができる体制をめざす。

①教育相談体制



②教職員は、受容的かつ共感的な態度で傾聴・受容する姿勢をもち教育相談を進め、特に問題が起きていない時こそ信頼関係が築けるよう、日頃から生徒理解に努めること

③問題発生時においては、危機意識をもって生徒の相談にあたること

(3) 教職員の研修の充実

①確かな人権感覚を磨き、具体的な実践におかうことができるように、教職員研修の充実を図り、自信を持って指導に当たることができるようにすること

②「ほほえみと感動のある学校をめざして(H24.3 岐阜県教育委員会)」「いじめ防止これだけは!」等を活用して、年度当初の職員会や夏期休業中の現職研修だけでなく、適宜教職員研修を行うこと

③いじめ問題の事例、失敗事例に学ぶ演習等に取り組むこと

(4) 保護者との連携

①学校のいじめ撲滅に向けた方針等について、PTA総会や学校通信、懇談会等を通じて、具体的に説明をし、理解を得ること

②いじめの事実を把握した場合の協力依頼

・いじめた側、いじめを受けた側ともに保護者への報告を行い、謝罪の指導を親身になって行うこと

・いじめた側の生徒に、いじめを受けた生徒やその保護者の思いを受け止め、いじめた生徒自身が自らの行為を十分反省する指導を大切にすること

・保護者の理解や協力を十分に得ながら指導に当たり、生徒の今後に向けて共に取り組んでいこうとする前向きな協力関係を築くこと

(5) 関係機関等との連携

①生徒の発達を促すための日々の連携として、日頃から教育委員会や警察、子ども相談センター、民生児童委員等とのネットワークを構築すること

②いじめの問題が発生した場合の「緊急時の連携」として、学校だけで抱え込まず、早期解決に向けた情報連携と行動連携を行い、問題の解決と未然防止を図るように努めること

③ネット上の誹謗中傷等については、保護者の協力を得ながら迅速に事実関係を明らかにするとともに、必要に応じて警察等の関係機関と連携して解決にあたること

4 いじめ未然防止・対策委員会の設置

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめ防止等の対策のための組織を置くものとする。(法:第22条)

いじめの未然防止、早期発見・早期対応等を実効的かつ組織的に行うため、また、重大事案の調査を行う組織として、以下の委員により構成される「いじめ防止・対策委員会」を設置する。

「いじめ未然防止・対策委員」

◇学校職員

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、教育相談主任、該当学年担任、養護教諭

◇学校職員以外(必要に応じて)

七宗町教育委員会、子ども相談センター関係者、スクールカウンセラー

その他(校長が必要と認めた者)

5 いじめ未然防止、早期発見・早期対応の年間計画

	会議・調査報告	教職員研修等・情報収集→相談	生徒への指導・生徒の活動
4月	・PTA総会で「学校いじめ防止基本方針」(以下方針)説明 ・学校だより等による「方針」等の発信 ・問題行動調査の報告	・「学校いじめ防止基本方針」の共通理解 →その後職員研修会①(前年度の実態・対応等)	
5月	・学校運営協議会で「方針」説明 ・第1回いじめ防止・対策委員会の実施(含:外部)		
6月	・民生児童委員会①「方針」説明 ・PTA家庭教育学級情報モラル研修会	・心のアンケート①・教育相談	・「人権週間」の生徒会の取組 →いのち・人権等に関する指導
7月	・第1回県いじめ調査の報告	・教職員アンケート① ・三者懇談	・情報モラル研修 ・夏季休業前の指導
8月	・校内「いじめ防止対策委員会」の実施(調査結果の共通理解と1学期の取組評価)	・いじめ未然防止職員研修会②(含:教育相談)	
9月		・心のアンケート②・教育相談	
10月			
11月		・いじめ未然防止職員研修会③(演習形式による:「ほほえみと感動のある学校をめざして」等の活用)	
12月	・校内「いじめ防止対策委員会」の実施(調査結果の共通理解と2学期の取組評価)	・教職員アンケート② ・三者懇談	・「人権週間」の生徒会の取組 ・共通資料による全校道徳 ・冬季休業前の指導
1月	・第2回県いじめ調査の報告	・次年度の取組計画検討 ・心のアンケート③・教育相談	
2月	・学校運営協議会②で(いじめ調査の校内調査)報告		
3月	・校内「いじめ防止対策委員会」の実施(調査結果の共通理解と今年度の取組評価) ・第2回いじめ未然防止・対策委員会の実施(含:外部) ＜本年度まとめ・来年度計画＞		・年度末、年度始め休業前の指導

* 民生児童委員への報告等は毎月主任民生児童委員との懇談実施の際にも実施

6 いじめ問題発生時の対応

(1) いじめ問題発生時の時・発見時の初期対応

《基本的な考え方》

- ◎特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。
- ◎いじめを受けた生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害生徒を指導する。その際、形式的な謝罪や責任を問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。
- ◎全教職員の共通理解・共通行動の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、その対応にあたること。

【対応順序の基本的な流れ】

「危機管理のさ・し・す・せ・そ」を大切に
さ(最悪の事態を想定して)
し(慎重に)
す(素早く)
せ(誠意を持って)
そ(組織で)

- ①いじめの訴え、情報、兆候の察知
 - ②管理職等への報告と対応方針の決定
 - ③事実関係の丁寧で確実な把握(複数教員で組織的に、保護者の協力を得ながら、背景も十分聞き取る)＝事案の記録を時系列で確実に残しておくこと
 - ④いじめを受けた側の生徒のケア(必要に応じて外部専門家に力を借りる)
 - ⑤いじめた側の生徒への指導(背景についても十分踏まえた上で指導する)
 - ⑥保護者への報告と指導についての協力依頼(いじめた側の生徒及び保護者への謝罪を含む)
 - ⑦関係機関との連携(教育委員会への報告、警察や子ども相談センター等との連携)
 - ⑧経過の見守りと継続的な支援
- (2) 「重大事態」と判断されたときの対応

《「重大事態」とは》

- ◆いじめにより生徒の命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- ◆いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

【主な対応】

重大事態の対応に当たっては、上記の(1)の①～⑧の対応はもとより、学校のみで解決することに固執することなく、⑦関係機関との連携・協力が特に必要となる。

①教育委員会との連携

- ・教育委員会へ「第一報」を速やかに報告する。
- ・当該重大事態と同種の事態発生を防止に資するため、教育委員会の指導の下、事実関係を明確にするための調査にあたる。
- ・上記調査を行った場合は、調査結果について、教育委員会に報告するとともにいじめを受けた生徒及び保護者に対し、事実関係その他必要な情報を適切に提供する。

②警察の連携

生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切な援助を求める。

③子ども相談センターとの連携

子ども相談センターは、児童福祉法に基づく児童福祉の専門機関であり、その役割と権限等特に認識して連携を図る。

(3)いじめの解消について

次の①、②の要件が満たされているとき解消したと判断する。

①いじめを受けた生徒に対する心理的または物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が少なくとも3か月間が継続していること。

②いじめを受けた生徒とその保護者に対し心身の苦痛を感じていないことを確認。

7 いじめに関する取組の説明

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、PTA 総会において学校の状況や取組を説明する。

8 個人情報等の取り扱い

・個人調査（アンケート等）について

いじめの問題が重大事態に発展した場合は、重大事態の調査組織においても、アンケート調査等が資料として重要になることから5年間保存する。